

庄内広域水道企業団企業管理規程第4号

庄内広域水道企業団職員の給与の支給に関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団職員の給与の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員（以下「職員」という。）の給与の額、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の額、支給方法等)

第2条 職員の給与の額、支給方法その他の事項については、この規程及び別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鶴岡市から派遣されている職員 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年鶴岡市条例第59号）の適用を受ける鶴岡市職員の例による。
- (2) 酒田市から派遣されている職員 酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年酒田市条例第49号）の適用を受ける酒田市職員の例による。
- (3) 庄内町から派遣されている職員 庄内町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年庄内町条例第50号）及び庄内町技能労務職員の給与等に関する規則（平成17年庄内町規則第39号）の適用を受ける庄内町職員の例による。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市の職員（水道事業の職員に限る。）、酒田市の職員（水道事業の職員に限る。）又は庄内町の職員（水道事業の職員に限る。）の勤務について同年4月1日以後に支給する給与については、なお水道事業の統合前の鶴岡市上下水道企業職員の給与の支給に関する規程（平成17年鶴岡市企業管理規程第9号）、酒田市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（平成17年酒田市企業管理規程第10号）又は庄内町企業職員の給与の支給に関する規程（平成17年庄内町訓令第55号）に規定する給与の例による。